

【第3期データヘルス計画】

データヘルス計画とは、健診データや医療費データの分析などに基き、効率的かつ効果的に保健事業を実施するため、P D C Aサイクル（計画・実施・評価・改善）に沿って展開する事業計画です。

（計画のポイント）

- 事業主に対する健康情報の提供、事業所訪問、健康宣言の推進など、事業主との連携強化を図り、従業員（被保険者）とその家族の皆様健康維持増進に努めます。
- 健診結果等のデータを分析し、健康課題に対応した効果的な保健事業を実施し、病気の早期発見、早期治療の対策を的確に行うとともに、重症化予防の対策を推進します。
- 保健事業の実施にあたっては、より効果的な事業実施に繋げるため、毎年事業の実施状況を検証し、改善を図ります。

【第4期特定健康診査等実施計画】

特定健康診査等の事業につきましては、40歳以上の被保険者及び被扶養者を対象として、平成20年度から実施方法などを国が定め、その実施が保険者に義務付けられています。

保険者においては、効果的に事業を実施するため、具体的な対応方法や実施目標数値を年度ごとに定め、事業計画を策定するものです。

※ 国が求める目標実施率 特定健診85%、特定保健指導30%

（事業計画の目標実施率）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
特定健康診査	80.0	81.0	82.0	83.0	84.0	85.0
特定保健指導	50.0	51.0	52.0	53.0	54.0	55.0

○ 現在の実施状況

令和4年度実施率は、特定健診が79.1%、特定保健指導が48.3%となっており、総合健康保険組合の全国平均は上回っているものの、特徴といたしましては、被扶養者の実施率が低い状況にあり、より積極的な対応が必要となっています。

事業主の皆様におかれましても、年に1度の確実な健診受診と、その結果に基づく、確実な特定保健指導の実施にご協力をお願いいたします。